

(仮称) 笹森山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 8 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 5 月 30 日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 30 年 5 月 30 日（水）付 秋田魁新報（朝刊：6 面）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・平成 30 年 6 月 1 日（金）発行 広報ゆりほんじょう

③ インターネットによるお知らせ

平成 30 年 5 月 30 日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・秋田県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）
- ・由利本荘市のウェブサイト（別紙 3-2 参照）
- ・（株）ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 3-3 参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 3 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・由利本荘市役所 生活環境課
- ・由利本荘市役所 大内総合支所 閲覧スペース
- ・由利本荘市役所 東由利総合支所 市民サービス課

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

<http://eeh-development.com/sasamoriyama/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 30 年 5 月 30 日（水）から平成 30 年 6 月 29 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、秋田県、由利本荘市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年6月22日（金） 19時から20時
- ・ 開催場所：市民交流学習センター 第一研修室（秋田県由利本荘市上大野16）
- ・ 来場者数：約50名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年5月30日（水）から平成30年7月13日（金）まで
(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で41件の意見書が提出された。提出された意見は108件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(1)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市A氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	1. 住民に詳しく知らされていない。 事業者は法にのっとってやっていると言うでしょうが、私達住民にとっては、知らぬ間にあっちこちに発電機が建ち、恐怖感をおぼえるほどです。これ以上景観をこわさないで下さい。 2. パートストライクで野鳥が傷つき、死んでいます。 渡り鳥等への影響、森林破壊が心配です。 3. 由利本荘市は「山と川と海のある町」として移住者を募ってます。木のおもちゃ館もでき子育て世代をよびこもうという時、これ以上の発電機の乱立は市の発展を阻害するものです。 つくられた電気は都会に送られるそうですが、福島のように地方をないがしろにしないで下さい。 6/22日の説明会で「オーストラリアのことは勉強不足でわかりません」と答弁しましたが、とても納得できる答弁ではありませんでした。 余りにも住民のことを考えてません。不信感をもちました。	事業計画の住民への周知については、環境影響評価法に基づく説明会を実施しているほか、周囲約5～6km以内の集落の地区長さまに対しては個別に事業計画をご説明しています。 なお現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。 なお、「電気は都会に送られる」との点について、売電先は東北電力を予定しております。本事業で発電した電気は基本的には東北電力管内で供給・消費されるため、東北電力から電気を購入されている方はたくさんいらっしゃると思いますので、地域の電力供給の一端を担うものと考えます。 (なお、本事業は首都圏への電力供給を前提とした設備ではありません。本事業を含めた東北電力管内からの電気が首都圏に供給されるのは、首都圏で電力不足の際に東北電力管内で電力の余剰がある場合が想定されます。)

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(2)

<事業全般>

秋田県由利本荘市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
2	現在風車が建設されている場所は「鳥海山・飛島ジオパーク」のエリア内であり、これまでもかなりの破壊が進んでいる。これ以上に設設することを反対する。 これ以上の風車建設は景観上見苦しいだけでなく、不快になる。 誰の為、何のための発電なのか事業者はどれだけの利益があるかなど住民はまったく知らされていない。 住民にもっと理解を元めるべき、説明がない。これ以上の風車建設に対して反対する。	既存資料調査の結果、対象事業実施区域には特段重要な地形・地質は存在しないほか、鳥海山・飛島ジオパークのジオサイトを直接改変することはございません。 国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、今年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。 但し現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(3)

<事業全般>

秋田県由利本荘市C氏

意見	一般の意見	事業者の見解
3	景観、健康上反対です。 現地見てきました。 自然が一杯の所でした	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(4)

<事業全般>

秋田県由利本荘市D氏

意見	一般の意見	事業者の見解
4	景観や健康面から反対です。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(5)

<事業全般>

秋田県由利本荘市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
5	○東光山や笹森山一帯は「仏の寝姿」として古くから信仰の山として敬われてきた場所です。そんな信仰の山々に人工物である風車は必要ないです。 ○笹森山一帯には絶滅危惧種であるクマタカや多くの小動物が棲息していて、今日まで生態系が維持されてきたのです。 z その生態系が風車建設の影響で壊れてしまうんです。原風景を風車で壊したくありません。	是山禅師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。 現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(6)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 F 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
6	先日、素晴らしい日本海に沈む夕焼けを見ました。いつものこの夏の季節の夕焼けが大好きです。ところがこの素晴らしい景観破る風車風車の群れ！許せません。 この景観を子供、孫達に残して行けません。この美しい日本の誇る日本海、鳥海山に風車の群立考えるだけで恐ろしい気がします。 ぜひこれ以上立てないでください。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえてフォトモンタージュの作成等、事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(7)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 G 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
7	耐用年数が約 20 年が過ぎた後その風車を誰が撤去し、元に戻すのか明示されていない。 誰のため、何のための発電なのか事業者はどれだけの利益があるのかなど住民はまったく知らされていない。これ以上の風車はいらない。	本事業が終了した際は、発電事業者が責任をもって風車を撤去致します。 国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、今年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(8)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 H 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
8	風車を見ると頭痛・めまいがします。反対	山地・森林を改変して実施する事業ですので、地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後とも環境影響評価手続きや事業者として自主的に行う事業説明会等を通じ、出来る限り合意形成に努めて参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(9)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 I 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
9	由利本荘市赤田 正法山長谷寺「赤田の大仏」開祖 是山禅師（閑居様）による詩を東光館資料室で見ることが できます。 大仏さんは、天下泰平、武運長久、領内安全、五穀 豊穰を祈願して建立されました。 しかし、今、武運を除く 3 つの祈りが脅かされよう としています。怒りと共に悲しい想いでいっぱいです。 原発に代わる再エネに反対するものではありません が、古来より守り親しんできた大切な自然がこうした 計画によりメチャクチャにされるのには黙ってられ ません。 五鋒山（三首のひとつ） 遥かに天空を飛ぶ鳥のむこう 一段と秀でる五鋒山の勇姿を見る その下に住み着いた悠久の旅人を誰が知っている だろう 又 彼はひとり白雪と共に閑居（しずかな生活）を している 五鋒山下のその旅人は いつも白雲の下に住んで いる 時に白雲と共にその居を出で 又 その居に戻っ てくる 彼は 又 朝白雲眺めて居を出て夕に白雲を眺め ながら戻ってくる 白雲は山上を往来するが この青山そのものは 永久に自然と静かなたたずまいを見せている	是山禅師に係わる地域信仰全般について は、事業候補地の選定過程において把握でき ておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、 今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集 落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施 し、事業者としての見解を整理して参りたい と考えております。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(9) つづき

<事業全般>

秋田県由利本荘市 I 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
10	赤田五山を含む、笹森山、東光山、龍馬山、日住山、鬼倉山、これら笹森丘陵は連なる風景のひとつである鳥海山の出現（60 万年前）よりはるか古来よりここに座しており、峰峰には旅人たちの信仰の神々が祀られています。 等しく四方に分水の流れがあり変化に富んだ滝が存在しています。現在も里山で暮らす旅人の命の水であり、田畑を潤す取水の山々です。 豊富な山の恵み山菜の宝庫であり、ウサギなど狩猟の場でもあります。 ミサゴなど貴重な鳥類の営巣地としても人間の都合で壊してはならないかけがえのない私たち旅人の大切な愛するふるさとの自然なのです。 白雲が流れる山上を伐採し、山肌を削り、20 基も風車を建てる・・・そんな風景は見たくありません。 C02 削減を叫ぶならこれらの山々の自然を今のままそのままにしておいてください。 5 月に毎年山菜採りで計画地であろうと想像された場所に立ちました。 すでに「資源活用のための伐採工事」とのことで大規模に伐採が行われていました。大雨の後であり、赤い土が沢に向かって流れ込んでいました。 そこは、峠の頂上、旅人たちの水源集収の分水界の場所です。 同時に兎額（うさぎひたい）林道工事も行われていました。 「きっと風車工事のための 5 メートル幅の管理道路の役目をするのだろう」と旅人は考えました。 どこの誰がどう使うのかわからない電気のためにこのような計画が立てられるのか旅人には全く理解できません。旅人たちの命と暮らしとあらゆる自然体系に大きな影響を及ぼす計画には反対です。現在進んでいる伐採も工事を即中止し、白い雲が湧き登るもとの緑豊かな山容姿への回復を切に願います。	是山禅師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(10)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 J 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
11	1. 笹岡丘陵は、仏の寝姿ともいわれ、古来より信仰対象の山々である。その上に風車を設置することは、信仰への冒瀆であり、撤回されたい。 2. 由利本荘市にこれ以上の風車はいらない。地元で使用する電気は十分まかなっている。地産地消をめざすためにも、不足している場所に建てればよい。 3. 現在稼働している風車による環境への影響は業者自ら調査し、住民に公開すべきである。 4. 私の近くにマリーナの風車あり、1,360m しかはなれていない。故障したがその原因が明らかにされていない。速やかに公表して対策をたてるべきと思う。	1. 是山禅師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。 2. 国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、今年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。なお風力発電設備は風況の良いところに設置する必要があるため、秋田県をはじめ一部の地域に既設事業や今後の事業計画が集中していますが、過度に集中することの適否については今後の環境影響評価手続きにおいて、他事業との累積的影響を評価することで、整理して参りたいと考えております。 3. 当社の由利高原ウインドファーム、東由利原ウインドファームについては騒音・低周波音と鳥類への影響、移植した希少植物の活着状況について事後調査を実施中であり、今後、公告縦覧を行う予定です。 4. ご指摘の風車は弊社のものではありませんが、仮に弊社の風力発電所で故障が発生した際には、ご指摘の通り迅速な対策と適切な情報公開が重要と考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(11)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 K 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
12	風車ラッシュがいつまで続くのでしょうか。 地元住民との合意形成必要なはずなのに地方公共団体などとの情報交換だけで建設作業が進められている。 計画段階から住民参加すべきである。	当社としても地域住民の方々との合意形成は重要と考えており、当社の由利本荘市内での既設風力事業については、自治体だけでなく、近隣地区の代表の方々・住民の方々に事業概要をご説明し、合意形成を図って参りました。 なお「近隣地区」の範囲については事業者のみで判断することなく、自治体のご助言を参考にして設定して参りました。 本件事業については、今後とも環境影響評価手続きや事業者として自主的に行う事業説明会等を通じ、出来る限り合意形成に努めて参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(12)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 L 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
13	赤田の山にはいらない！！	山地・森林を改変して実施する事業ですので、地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後とも環境影響評価手続きや事業者として自主的に行う事業説明会等を通じ、出来る限り合意形成に努めて参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(13)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 M 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
14	是山和尚の信仰の山を犯さないでほしい。 建てる時は、いいことだけを並べたてるが人工のものは必ず、耐用年数というものが… 原発の二の舞になり、後世に必ずつけを残すことになると思う。	是山禪師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。 また本事業が終了した際は、発電事業者が責任をもって風車を撤去致します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(14)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 N 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
15	すでに多くの風車が建設され、景観が悪化している。これ以上の風車建設は景観上見苦しいだけではなく、不快になる。風車建設ラッシュがいつまで続き、どこまでエリアが広がるのか、全く見通しが示されない。少なくとも住民は全く知らない。市の対応も無責任だ。国立公園やジオパークはそのエリアだけで存続するものではなく、長い年月かけて地元住民が大切にしてきた自然遺産だからこそ価値があり、認定されている。地域の事業ならともかく、地域外の業者がその歴史かつ自然の価値を理解しているとは思えない。 騒音によって「にかほ高原」キャンプ場は事実上使用不可能になっている。超低周波音を含めた音波による人をはじめとする生態系への被害を全く無視している。笹森山周辺の「大小屋キャンプ場」「ホースパーク」などの生物に影響が出るだろうし、キャンプ場や公園としても機能しなくなることが懸念される。子供たちの自然にしたしむ場所を奪うな！！	風力発電設備は風況の良いところに設置する必要があるため、秋田県をはじめ一部の地域に既設事業や今後の事業計画が集中していますが、過度に集中することの適否については今後の環境影響評価手続きにおいて、他事業との累積的影響を評価することで、整理して参りたいと考えております。 なお現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。 なお、にかほ市役所に確認した結果、「にかほ高原キャンプ場」は営業しており、長期的に閉鎖になったこともないとの回答を得ております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(15)

＜騒音及び超低周波音＞

秋田県由利本荘市 O 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
16	自然エネルギーで発電出来るのであればすばらしいことだと思いました。しかし、よく見たら自然エネルギーを生かす名目で大きな自然破壊をしようとしている気がします。 ☐ 安定した電力保充にならない ☐ 対用年数が 20 年しかない ☐ 風が強すぎても使えない ☐ 潮風、強風の地域です ☐ 水害が起きやすく、防砂林にもなっている森の木を切る？ ☐ 松くい虫により防風林がだめになった時、いろいろ弊害がありました。数々のリスクを上回る利益でこわれた自然を補修することも望めないと思います。当然つければ住民にまわるでしょう。笹森山に風力発電はいらないと思います。	・風力発電の発電量は風況に依存するため、出力変動が大きい点のご指摘のとおりですが、今後更に導入が拡大することによる均し効果により大局的には変動幅は小さくなると考えられています。また将来的に蓄電池の低コスト化が進み、出力変動を吸収できるようになることも期待されています。 ・ご指摘のとおり風力発電設備の耐用年数は 20 年程度ですが、その間、毎年 57,000t 相当の二酸化炭素削減効果（4,700ha のスギ林の二酸化炭素吸収量に相当）が期待されることから、十分に意義があると考えております。（開発に伴う森林の改変面積は数十 ha 程度と見込んでおります） ・風力発電機は、過回転による故障を防ぐため概ね 25m/秒を超える風速で自動停止しますが、そのような強風の出現頻度は少ないため特に問題ではないと考えます。 ・風力発電機に求められる耐風速性能は何度も見直されており（厳しくなっており）、現在では 70～80m/秒の瞬間最大風速にも耐えられる設計となっているため、特に問題ではないと考えております。 ・山地・森林の改変に伴う下流域の渇水や溢水の可能性については、国交省の基準に基づいて行政の審査を受けることとなりますので、相当程度安全性は担保されるものと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(16)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 P 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
17	騒音、低周波音による生態系への影響が大きい事が周囲より聞かれる。生活環境を破壊されるのは困る。建設には反対だ。	騒音・超低周波音については、今後実施する現地調査の結果を踏まえた予測・評価を行い、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(17)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 Q 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
18	笹森山から鬼倉山周辺は、仏の寝姿とも言われ、古くから信仰の対象とされて来た山々で、その景観は市民として 80 数年も眺めてきた貴重な財産である。その美しい山波に風車が林立することは景観破壊であり耐えられない。 更に住民説明会は行われておらず、多くの市民が知らないうちに工事が始められることは許されない。 緑の自然は二酸化炭素削減の風車に勝るものである	是山禅師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。 なお、当社としても地域住民の方々との合意形成は重要と考えており、当社の由利本荘市内での既設風力事業については、自治体だけでなく、近隣地区の代表の方々・住民の方々に事業概要をご説明し、合意形成を図って参りました。 なお「近隣地区」の範囲については事業者のみで判断することなく、自治体のご助言を参考にして設定して参りました。 本件事業については、今後とも環境影響評価手続きや事業者として自主的に行う事業説明会等を通じ、出来る限り合意形成に努めて参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(18)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 R 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
19	景観が悪化する。古くからある山をこわさないでほしい。自然を守ってほしい。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(19)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 S 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
20	気が付けば、あちらこちらに風車が立っていて驚くばかりです。 美しい山と海に囲まれたこの土地は私たちの財産なのです。 風車の乱立は許しがたく憤りを覚えます。低周波によって受ける悪影響は、住民の健康面に於いても心配です。 これ以上の風車の設置は、断固反対します。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(20)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 T 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
21	「信仰の山」の自然をこうも簡単に破壊しても良いのでしょうか。 由利本荘市にある小・中・高校、全ての校歌で讃えられる鳥海山も風車が乱立し、美しい山の姿は無残なものになりました。山の恵み・生態系にも何らかの影響を与えてしまっていることでしょう。このままでは、龍馬山周辺も鳥海山の二の舞になることが目に見えています。 風車はもうたくさんです。 これ以上、美しい自然を傷つけないで下さい。お願いします。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(21)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 U 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
22	これ以上荒らすな！！ 古来より崇められていた山々、信仰の山々を陵辱するな！！ どんな手段を使っても阻止する。 覚悟せよ！！	是山禅師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(22)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 V 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
23	由利本荘市民にとって最も大切なことは市民の健康です。今までの市内での風車建設によって健康が脅かされたという人が 1 人でもいるなら新しいものを建ててはいけないと思います。私の家からも由利原に建つ風車が見えますが、夜に眠る際に光の点滅が見えるのが不快でなりません。近年小学生の息子眠りの状態が良くないために頭痛をおこしているのもそのせいではないかと思ってしまう。建設反対のもう一つの理由として、ふるりの美しい自然が壊され、いずれゴミとなる巨大な物体ができるということを挙げます。 由利本荘市にあって他にないもの、それは美しい自然、豊かな自然であり、由利本荘市の宝です。その宝をこれ以上壊してはいけないと思います。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(23)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 W 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
24	南に鳥海山、東に出羽丘陵は生れた時からの景色です。先日、由利組合病院の 9 階から見た鳥海山の裾野に林立する風車に驚き、それが東側の方まで増えていることに、ガックリしました。それが、笹森山にまで建てる計画と知り、”やめてほしい！”と思います。朝日の昇る山に林立する風車を想像すると、隣の東光山の山神も怒り、山は荒れ、田んぼも作れなくなるのでは・・・と心配です。 本荘の景観をこれ以上壊す計画は中止して下さい。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえてフォトモンタージュの作成等、事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(24)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 X 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
25	風力発電の電気が私たちの電気をまかなっているのでは、景観が悪化しても、がまんしなければと今までは思っていました。しかし、地元には全く(各個人の家)には使われていない、そして電気代から知らないうちに財源が払われていると知ってがっかりしてます。同じように思う人はたくさんいます。この説明をどこかでしていますか？ もう田舎の大切な自然をこわし続けるのは止めて下さい。かなしくってしかたありません。毎日眺める東側の山並みを守りたい。とり返しのつかないことはしないで下さい。	本件事業は国の固定価格買取制度(FIT 制度)に基づく事業であり、同制度はご指摘のとおり一般家庭を含む電力消費者の負担により再生可能エネルギーの導入拡大を進める制度ですが、そのこと自体は環境影響評価に直接関係ないため、環境影響評価配慮書や方法書には記載していませんでした。近隣住民向けの事業説明会では必ずご説明するようにはしてきていましたが、ご意見を参考に、今後は図書にも記載することを検討します。 なお現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえてフォトモンタージュの作成等、事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。 また、電力の地産地消について、本事業から由利本荘市の皆さまに直接(東北電力を介さずに)電気を供給することはありませんが、売電先は東北電力を予定しております。本事業で発電した電気は基本的には東北電力管内で供給・消費されるため、東北電力から電気を購入されている方におかれましては、地域の電力供給の一端を担うものと考えます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(25)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 Y 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
26	1. すでに多くの風車が建設されており、これ以上の建設は景観上見苦しいだけである。 2. 笹森山から鬼倉山周辺は「仏の寝姿」とも言われ是山和尚も修業したと言われる、古来より信仰対象の山々であり、その上に風車を建設するのは、信仰への冒瀆ではないのか。 3. アセスメント評価の結果「不安や影響は低減できるか、回避できる」とあるが、全く具体性に欠け、回避できないことがあることを想定していない。もし、建設後環境に悪影響を与えた場合（騒音、低周波による健康被害等）業者の責任ですぐに撤去し、撤退することを明記すべきである。 4. 耐用年数が過ぎた後、誰が撤去し、元に戻すのか明示されていない。	1. 風力発電設備は風況の良いところに設置する必要があるため、秋田県をはじめ一部の地域に既設事業や今後の事業計画が集中していますが、過度に集中することの適否については今後の環境影響評価手続きにおいて、他事業との累積的影響を評価することで、整理して参りたいと考えております。 2. 是山禪師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。 3. 最新の知見に基づいた調査・予測・評価をふまえ、騒音・低周波音による影響が及ばない・極力低減するように風車の配置等の事業計画を検討します。それでも万が一、風車稼働後に苦情を頂いた場合は、実態の調査を実施し、必要な環境保全措置を検討します。たとえば、どのような条件下で音が気になるのかを把握して、必要な場合には住居への防音対策や風車の運転調整等を実施し、不快感の解消・低減に注力することはお約束します。 4. 本事業が終了した際は、発電事業者が責任をもって風車を撤去致します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(26)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 Z 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
27	見たくありません	風力発電については様々なご意見がある ことと受け止めております。 今後、関係自治体、関係機関、地元地区等 の意見を踏まえて事業計画を検討し、ご理解 をいただけるよう努めてまいります。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(27)

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 AA 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
28	いらない!!	風力発電については様々なご意見がある ことと受け止めております。 今後、関係自治体、関係機関、地元地区等 の意見を踏まえて事業計画を検討し、ご理解 をいただけるよう努めてまいります。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(28)

<植物>

秋田県由利本荘市 AB 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
29	(仮称) 笹森山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見を以下の通り述べます。 1. 植物について 事業計画区域には広葉樹の自然林がかなりの面積で含まれている上に、植生自然度が高いとされる自然環境保全地域までもが含まれています。自然林の含まれるこの区域を風力発電設備設置範囲および事業実施区域に設定することに疑問を感じます。 そもそも日本海側の多雪地帯は低地でありながら多雪という世界でもまれな環境であり、この地域に分布する「日本海要素」と呼ばれる植物群はその意味で世界的に貴重な存在です。しかし度重なる伐採でこの地域特有の自然林の面積は減少してきており、その希少性は高まるばかりです。事業計画地域周辺においても植林が多く、本来の植生である自然林はかなり少なくなっており、その意味で残された自然林は大変貴重なものといえます。 自然林はなるべくまとまった面積を残さないと林床の植物群の生育と分布に影響を与え、その結果として動物の生育にも影響を与えるため、これ以上の伐採・分断は避け、現状を保つべきです。また植林だからといってむやみに伐採するべきでなく、森林の連続性を保つために自然林と自然林の間にある植林地帯はある程度残すべきです。 以上の理由から、自然環境保全地域に指定された部分はもちろんのこと、自然林はすべて事業実施区域から除外し、また周囲の植林地帯を含めてまとまった緑地帯として残すことを求めます。 植物の調査については、 ・「重要な種、重要な群落」のみを重視するだけでなく、植物が生態系を担う役割を重視する必要があります。例えばクマなどの食料となる笹や果物をつける植物、昆虫の食草となる植物は希少種でなくても重要であるし、巣・ねぐら等の環境を提供しているものも重要といえます。この点を考慮して評価を行ってください。 ・春季の植物調査を行う場合、笹森山周辺は5月から始めたのでは遅いです。4月の後半からイワウチワ、キクザキイチゲ、カタクリ等が咲き始めるため、調査は4月後半から行う必要があります。春季は植物の移り変わりが特に激しいため、複数回調査してください。 ・その他ユキツバキ、タムシバ等をはじめとする日本海要素とよばれる植物群に注目してください。	今後実施する現地調査により、ブナクラス域等の自然度の高い植生の分布状況の把握に努め、その結果を踏まえた予測評価を行い、環境保全措置を検討することにより、自然度の高い植生や重要な植物の生育地への影響を極力回避低減するよう努めます。 また、ご意見としていただいた事項も踏まえ、植物調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査手法を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(28) つづき

＜動物、事業全般＞

秋田県由利本荘市 AB 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
30	2. 動物について ・低周波音による野生動物への影響を調査すべきです。動物は人間より聴覚が鋭く、可聴域のみならず低周波音にも敏感な可能性があります。風車によってもたらされるこれらの影響で動物が事業計画地域を忌避し、里に下りてくる可能性は否定できません。最新の研究による知見を収集し、調査を行ってください。 ・事業計画地域は鳥の渡りのルートになっているため、頂上の尾根付近に風車を設置することはバードストライクの可能性を高めます。また渡りのルートの延長線である鳥海山麓には貴社のものを含む風力発電事業がすでに多数稼働しています。本事業だけでなくこれら他事業の影響を考慮して総合的に環境評価を行ってください。また悪天候時の影響についても調査してください。 ・クマタカの調査を行うとのことですが、クマタカは非常に敏感で、調査を行うこと自体がクマタカの生活を脅かすことになります。クマタカの調査を行う際にはクマタカの生存・繁殖に影響を与えないよう最大限の注意を払ってください。	低周波音による野生動物への影響については、最新の知見の収集に努めます。 バードストライクについては、今後実施する現地調査により、渡り鳥のルートの把握に努め、その結果を踏まえた予測評価を行うほか、周辺の他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、専門家等の助言も踏まえながら、本事業との累積的な影響の有無について検討します。また、今後実施する渡り鳥調査では調査時の天候を記録し、悪天候時の影響についても把握するよう努めます。 クマタカの調査に際しては、調査による繁殖阻害の影響が生じないよう配慮いたします。
31	3. 天候について ・本事業計画区域は冬期には積雪が見込まれ、本事業計画地域を通る県道 49 号線は冬期閉鎖になり道路です。またこの地域は冬期の雷が多いところで、尾根にある風車は落雷の危険性があります。このような時期の風車のメンテナンスや事故対応はどのようにして行われるのでしょうか。雪の中で事故が起きた時、速やかに対応できるのですか。定常的に除雪をするのであればその費用はだれが負担するのでしょうか。	メンテナンスは現地に設置している管理事務所（(株)ユーラステクニカルサービス秋田事業所）が行います。冬期間は弊社の費用負担で除雪し、風車までのアクセス路を確保しながら、メンテナンスを実施する想定です。なお県道の管理者との具体的な協議については、本案件の推進が見込まれる段階（準備書大臣勧告受領以降）に実施する予定です。
32	4. 対象事業実施区域について ・風力発電機設置検討範囲以外の事業実施区域は具体的にどのように利用される予定なのでしょうか。この区域に新たに変電所や高圧送電線等が建設されるのですか？その場合どの程度の森林が伐採されるのでしょうか。	風車間道路や既存道路の拡幅・改変と土量調整場を想定しています。それらの具体的な位置や改変範囲については準備書以降の手続きにおいて提示する予定です。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(28)つづき

<事業全般、景観、その他>

秋田県由利本荘市 AB 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
33	5. 住民説明会について 上記のような、方法書に対する意見を書くために必要な質問をしようと思っていたが、時間が足らず質問できませんでした。追加の説明会を開いてほしいという要望は聞き入れられず、質問を紙に書いて提出するように言われました。その場で答えを聞き、意見書に反映させたかったのですがそれでは意味がありませんでした。説明会とは住民が貴社の説明を一方的に聞く場としてお考えなのですか。貴社が住民の意見を聞いたり質問に答えたりするつもりはないということですか。貴社のお考えをお聞かせください。	弊社の想定以上に参加者が多く、質疑応答の時間を十分に確保できず失礼いたしました。ご要望に応じて、自主的に説明会(2018年8月8日)を開催し、改めて質疑応答の場を設けました。
34	6. 方法書の閲覧について 環境影響評価の方法を知り、地元の状況に詳しい住民として意見を述べることは、環境の保護・保持のために重要なことと考えます。しかし方法書の内容は多岐にわたり、内容も詳細なため、現在のような公開の仕方では正確に内容を読み取ることは困難です。希望者には方法書そのものを頒布・貸与するか、一部をコピーできるようにして下さることを希望します。	縦覧中の印刷規制や、公表を関係法令に定める縦覧期間中に限っている点については、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は出来ないものと考えています。希少な動植物の生息情報を含む弊社独自の著作物であり、基本的に配布等はしかねることをご了承願います。
35	7. 眺望について 東光山から日住山にかけての山並みは古くから地元で「仏の寝たる姿」と呼ばれ、尊ばれてきました。この尾根付近に風車を並べることは精神的に耐えがたいと感じる市民が多いです。よりによってなぜここに、という気持ちでいっぱいです。事前の調査でそのような住民の意識は把握できなかったのでしょうか。できればこの事業計画を見直してほしいです。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。
36	なお、この意見は省略されることのないようお願いいたします。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(29)

<事業全般、動物>

秋田県由利本荘市 AC 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
37	次の理由から、笹森山地での風力発電建設の見直しを求めます。 1. 立地として不適切 そもそも何故この場所にこのような大規模発電事業を計画するのか、疑問です。風力施設の建設には、すでに開発された場所や広い道路がある地域を選択するのが基本であり、風車建設のために大規模な開発を新たに行わなければならないところを避けるのは常識です。しかし方法書に記されている工事予定地域には広葉樹の自然林が広くまとまって残る地域も含まれており、ここに風車を建設すれば林道の拡幅や送電設備工事に伴う新たな大規模環境破壊が発生します。これほどの環境破壊を行ってまでやる価値があるのか疑問に感じます。 また、方法書の調査内容を見ると風車の設置を前提とした調査内容で、事業計画自体が付近の動植物全体にいかなる影響を与えたのかという視点が欠落しています。建設を前提にした形式的な調査報告書ではなく、より具体的な真の環境評価を行い、影響をまじめに考察して欲しいです。そのうえでここに建設することで環境影響がないということが明確に示されない限り、事業継続は許されないことです。	事業実施想定区域の設定にあたっては、本計画段階における検討対象エリアから風況条件による候補地の抽出を行ったうえで、社会インフラ整備状況、法令等の制約を受ける場所及び環境保全上留意が必要な施設等を確認し、事業実施想定区域の検討を行っております。 なお、現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。
38	2. 付近の自然環境の正しい評価が不十分 方法書を見ると、タカ類の渡りや希少猛禽類の調査は行う予定のようですが、小型鳥類の渡りについての項目が見当たりません。猛禽類のバードストライクさえなければ良いという単純な考えに基づいた、建設を前提とした調査であることが見て取れます。評価すべきは全体の生物多様性の豊かさであり、小型鳥類に対する配慮があるべきです。渡りをする小型鳥類にも希少性が増している種があるのです。 希少猛禽についていえば、希少猛禽類のような生態系の頂点の生物が生息するエリアは、それだけで付近の生物多様性が高い、かけがえのない地域であることを示しています。それらの生息が確認された段階で、繁殖の頻度や飛行ルートを調べるまでもなく、建設地としては不適切であることは自明となります。 またこの付近はツキノワグマの生息適地でもあり、多数生息していると考えられます。この場所で大規模な自然破壊が行われると、生息場所を追われたクマが里に出没する可能性が高まり、付近住民への影響も甚大です。方法書ではクマについての記述が見当たりませんでした。この点も不十分といえます。 これ以上の自然の乱開発はやめて、市街地近くに残るといって大変貴重なこの環境を残すよう、今一度考えてほしいです。	渡り鳥については、今後実施する渡り鳥の現地調査において、小型鳥類も含めた渡りの状況の把握に努めます。 また、希少猛禽類調査の生息状況や大型哺乳類(ツキノワグマ等)の生息状況について現地調査により確認し、その結果を踏まえた予測評価を行い、環境保全措置を検討し、動植物の生育生息環境への影響を極力回避低減するよう努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(29) つづき

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AC 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
39	3. 環境影響に対する貴社の責任の重さ 風力発電は、国を挙げて推進している戦略事業のため、建設準備期間を短縮させる施策が採られています。本来は第三者機関が行うべき環境影響評価を事業推進者にさせていることも、建設が遅延することを避けるための施策です。逆に言えば、事業者を信頼して調査を委託しているわけであり、貴社はこのことを重く受け止めるべきです。しかし、先ごろ行われた住民説明会での態度を見る限り、そのような気持ちは希薄であるように感じられます。形式的な事業説明に長時間をかけて質疑の時間を十分に用意しないばかりか、多数の質問がまだ終わっていない状況の中で時間延長もせず一方的に会を打ち切るような態度は、環境影響評価を行う業者としての信頼性を損なうものです。 今までは自然エネルギーという言葉でなんとなく納得していた住民も、最近は何か違うと感じ始めていることを貴社は重く捉え、真剣に疑問に答える義務があります。拙速で強引な事業推進をすると、あとあとまで汚名を残すことになってしまいます。 以上述べた通り、環境影響のとても大きい地域ですので、ここは今一度、長期的な視点で事業見直しを行うのが妥当と考えます。 (補足) 貴社に限ったことではありませんが、このように計画地域を決めたあとにその環境影響を評価するのではなく、どこの地域を選ぶかという事業計画段階で、複数の地域の環境影響を評価し、住民の意見も参考にしながら場所を決めていくといった慎重な態度が望まれます。面倒なことのように見えますが、結果的に手戻りが少なくなり効率的かつ現実的になると考えます。	初めて本事業について知る参加者もいらっしゃる想定でしたので、丁寧な説明を実施するように心がけました。会場の都合により、参加した皆さまが納得いくまで質疑応答の時間が確保できず、形式的な事業説明との印象を与えてしまい、失礼いたしました。一部の方から、改めて質疑応答の場を設けて欲しいとの要望がありましたので、自主的に説明会(2018年8月8日)を開催し、改めて質疑応答の場を設けました。 なお、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度においては、事業者自身が環境影響評価を行い、市町村や都道府県、国の審査を受けることとなっておりますので、本来は第三者機関が行うべきところのご指摘は当たらないものと考えます。 また現時点では、関係機関協議をはじめとして事業性を検討中であり、事業実施を決定したものではありません。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(30)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AD 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
40	意見の主旨 (仮称)笹森山風力発電事業(以下、事業という)は、憲法 20 条信仰の自由の宗教的行為の自由でもありまた憲法 13 条の幸福追求権の景観権の侵害、憲法 13 条健康権の環境権の侵害、憲法 11 条基本的人権の生存権の侵害の恐れがあり、反対します。 意見の原因 I 信仰上および地域の象徴上において イ 信仰上 北ノ股町内にある竜馬山神社は事業の計画風力発電施設(以下、風車という)から約 1 k m(約としたのは環境影響評価方法書(以下、方法書という)に記載がない)と近くにあり、竜馬山神社の参拝や登山者は目視の可否にかかわらず自然への畏敬信仰を相違なく失う恐れがあります。竜馬山は連山として小友峠、笹森山、日住山とつながっており縦走の登山者には著しい景観権の侵害です。那智の滝、伊勢神宮または嘆きの壁に目視不可ならば近くに風車を立てることはないでしょう。三百年にわたり町内で守り続けてきたのです。少数の信者だからといって尊厳を傷つけてはならないのです。 ロ 地域の象徴上 竜馬山は私立小友中学校校歌に 竜馬の山の見守る朝夕、小友小学校校歌には 竜馬の川風とあり、小友地区のシンボルでもあります。風車は生徒や多数の全国の卒業生を悲しめます。ユーラスエナジー社のイメージを低下させることはあっても。上げることはありません。	是山禅師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。 現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(30) つづき

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AD 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
41	II 環境上 方法書によればユーラスは風の神とのことなので、風について申し上げます。私は旧本荘市の小友地区では現在多分竜馬山を主に 40 年以上にわたり笹森山、小友峠、日住山で林業をしてきた数少ない者のひとりで、現地をよく知っています。秋田県林業士の第一期生でもあり全県にまたがり林業仲間がいます。また海外登山も一人ででかけます。2012 年エクアドル最高峰チンボラソ 6310m、ウインパーサミットの途中 6000m 付近の夜間登攀中にガイドとザイルでつながっていたので無事でしたが、紙切れのように飛ばされました。ガイドもまた私がいなければ氷の斜面を飛ばされ落ちていったのです。登頂をはたし 5000m の山小屋にもどったとき最初に思ったのは小友峠山頂でも飛ばされたことがあったことです。30 代とまだ若く台風はどのくらいの風か試してみたかったのです。当時は現在のように灌木もなく、一面カヤで風の通りも強かったのです。カヤにつかまり必死に腹這いになって車道にたどり着き思ったことは、ここは人間の来るところではないと心に刻みました。古来から言い伝えられているとうり、奥山(国有林)は山の神が住むところ、荒らすとバチ(罪)があたるという諺は、縄文から受け継いだ風土なのです。トリデシヤス条約はご存知のことと思います。秋田県に住んでいる方は猛烈な台風 19 号の被害を知らない方はないでしょう。普通の台風でよいですから小友峠山頂でテント泊を何度かおやりになっていただければよくお分かりになっていただけます。19 号級の台風も近いうちにまたやってきます。事業の風車は台風で必ず倒れることを警告します。 雨について申し上げます。 一時間あたり 50mm の降雨量で道路は川となります。事業の道路も施工後は耐えられ続けられるものではありません。	風力発電機に求められる耐風速性能は何度も見直されており（厳しくなっており）、現在では 70～80m/秒の瞬間最大風速にも耐えられる設計となっているため、特に問題ではないと考えております。 また、近年、ゲリラ豪雨など短時間で大量の雨が降ることも増えていますので、そのような傾向を踏まえたうえで設計・造成を検討するようにいたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(30) つづき

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AD 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
42	Ⅲ 健康権上 オーストラリアウオータールーで健康被害は実証されています。水俣病から学び、公害として風車は気が付いたときは遅いという不可逆性の観点から、10 k m 居住地から離すべきです。私の居住地は事業地に旧本荘市では一番近くにあり、事業の説明会を知っていた方にはまだお会いしていません。今年の3月町内総会では、誰一人として賛成した方はなく、『全戸全員反対の決議』を相違なくいたしております。被害事例がないから安全なのではなく、まだ事例がでてないだけにすぎないのであり、安全だというのは論理の合理性がないのです。後日想定外だったというのは許されないのです。なぜならは自然(神)を人間がこえることは不可能だからです。	オーストラリアのウオータールーで健康被害を訴える住民がいらっしゃるという報道は認識しておりますが、南オーストラリア環境保護局(EPA)が実施した環境騒音調査では風力発電所に起因する騒音レベルはガイドラインの基準値以内であることが確認されており、風力発電設備との直接的な因果関係は認められなかったと認識しております。 但し地域住民の方々の関心の高いことは承知しておりますので、事業者と致しましては、風車騒音と健康被害の関係について、常に新たな知見を収集していく所存です。 なお北ノ股の町内会長様に確認しましたところ、今年3月の町内会総会で「全員反対の決議」が為されたとの事実はなかったと伺っております。
43	Ⅳ むすびに 人は生涯をとうして師にめぐりあうものです。おそれながら何度か親しくお話をうかがいお言葉をいただきました故秋田県知事小畑勇二郎先生の色紙のもとで書きました。押すのもビジネスチャンス、引くのもビジネスチャンスです。事業の道路県道49号線、69号線に多数の有志とともに、座り込み等をしてでも反対します。機動隊に守られてでも事業を実施することを由利本荘市民は許さないことを信じます。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(31)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AE 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
44	「風力は環境にやさしい自然エネルギー」と思い込んでいました。福島原発事故による測り知れないほどの犠牲を経験し、失った自然を取り戻す困難さを教訓とした結果の代替エネルギー、風力発電は大歓迎のほうでした。 高台のわが家から鳥海山が真正面に見えます。その裾野にポツポツと見えていた風車が瞬間に増え、国道の山側、海岸沿いには支障はないのだろうかと思うほどに人家と隣接するような所もあり、街を取り巻くように林立してしまいました。 鳥海山と並びの国道、JR から眺める海岸線と海は自慢の景観であったのが、残念ながら国内のどこにでも見られる林立する風車風景としか心に残らないものになっています。そして、耳にすることが多くなった風車関連の工事による自然破壊と身体への影響、特にブレードの回転での風を切る音と回る影によって悩まされているそうです。しかも自然エネルギーとは名ばかりで火力発電の力を借りないと運転出来ない代物、ところ構わず急激に増加し続けるこの事業は無謀な計画としか思えません。 「笹森山風力発電建設計画」 ・更に笹森山の尾根に 20 基と聞き驚くと同時に、今年の春、芋川堤に市民が 10 年かけて植樹した桜が 10 km の見事な回廊となり、笹森山の稜線を背後に素晴らしい眺めを堪能したのを思い出し、あの景色に風車はいらない、壊したくないと思いました。笹森山は赤田五峰山の東光山、黒森山、如意山、仏洞山の最高峰であり市民が親しめる日帰り登山コースで、信仰の要所です。	風力発電の発電量は風況に依存するため、出力変動が大きい点のご指摘のとおりですが、今後更に導入が拡大することによる均し効果により大局的には変動幅は小さくなると考えられています。また将来的に蓄電池の低コスト化が進み、出力変動を吸収できるようになることも期待されています。 現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。
45	オオタカ、絶滅危惧種のクマタカその他多くの小動物の生息地でもあります。豊かな自然の中でしか生息できない動植物は、周囲環境の変化に非常に敏感です。県内では毎日のように公園、民家の敷地、学校内まで熊出没のニュースが出ていますが、山菜採りで山を知り尽くしている方たちによると、大工事で山は荒らされ、轟音、振動を出す風車の影響で生息エリアを追われ冬眠も出来なくなったのだろう。自然界は人間のものだけではないのにと。	オオタカ、クマタカ等の希少猛禽類、ツキノワグマ等の大型哺乳類、その他小動物については、今後実施する現地調査において、生息状況の把握に努めます。 また、その結果を踏まえた予測評価を行い、環境保全措置を検討し、動植物の生育生息環境への影響を極力回避低減するよう努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(31)つづき

<動物、地形・地質>

秋田県由利本荘市 AE 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
46	・ 今月 6～8 日の西日本を襲った豪雨は、洪水と土砂崩れで 120 人も人命が奪われました。山、川に囲まれた美しい街が泥水、瓦礫に覆い尽くされた映像は 7 年前の東日本の津波に襲われた街が思い出され、最近の災害は「過去に類のない大災害」と必ず言われるようになり、土砂災害による人的被害が特に増加しているとの報告でした。 笹森山に計画されている 2,000～4,000kW 級の巨大な風車 20 基の建設予定地は尾根です。20 基それぞれの大型風車を支える基礎の深さ、タワーの周囲四方もそれ相当の広さのコンクリートの基礎部分になると思いますが、山が脆くなるのではないだろうか。豪雨、雪解け時の大雨等の災害に繋がる危険さはどうなるのか、地元の声も聞き、しっかりと地質調査をして公表してもらいたい。	風力発電機の設置に当たっては、ボーリングなど事前に地質調査を実施することで、基礎杭工事の適性について事前に判断いたします。その結果を踏まえ、風力発電機の安全性を考慮しつつ、基礎杭の深度等詳細を決定していく方針です。
47	・ 風力機の耐用年数は 17 年程度ときいていますが、本市での現在稼働中の約 100 基以上の建設期は 2015～2018 年で、同時期に耐用切れがやってきます。更新か撤去になるのか、その際には再度、自然を壊すような工事になるのか、又、強風や雷その他の事故等で破損した場合の御社の対応方針を示してください。 ちなみに、本荘マリーナにある風車は 2 月に雷で破損し、市議会でも取り上げられていましたが、市民にこの先の予定等も示すことなく 5 ヶ月になろうとしております。 少子高齢化により人口は減少する一方の本市にとって、市民の健康と手付かずの自然は宝です。それらを犠牲にするほどの電気が更に必要とは思いません。この無謀な計画の中止を求めます。	弊社では由利本荘市内に 3 つの風力発電所を操業中であり、それぞれ 2004 年（西目ウインドファーム・15 基）、2015 年（由利高原ウインドファーム・17 基）、2018 年（東由利原ウインドファーム・13 基）に操業を開始しました。 このうち西目ウインドファームについては更新（建て替え）を検討していますが、他の 2 件については耐用年数が近づいて参りましたら、その時点の社会情勢等を踏まえ更新か撤去化を判断する予定です。強風や被雷による破損の際は、事故の原因や状況に応じ、撤去か建て替えかを判断することとなりますので、現時点で方針をお示しすることは出来かねます。 国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、今年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(32)

<地形・地質、事業全般>

秋田県由利本荘市 AF 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
48	① 笹森山周辺山域は「鳥海山・飛島ジオパークエリア」内である。付近に「赤田大滝、石沢溪谷、宮沢大褶曲」などのサイトが含まれ、地質的にも重要な地域である。 笹森山周辺を初め、出羽丘陵はその形成が鳥海山形成（60 万年前）より古く、まさに鳥海山形成の土台となる地質構造を持っているし、およそ 3 千万年前の山内層を形成し、さらには日本海形成やグリーンタフ運動などとも深く関連する「出羽変動」とよばれる地殻変動を研究する上でも重要である。しかも重要な自然観光資源である。 環境省が平成 30 年 3 月に編集した「風力発電に係る地方団体によるゾーニングマニュアル(p 43)」「(3) 重要な地形および地質(表 3.2.3-2)」には「世界ジオパーク」とともに「日本ジオパーク」のジオサイトが記載されている。つまり風力発電機が建設されようとしている地域は生活している住民にとってだけではなく保全すべき貴重な地形・地質であり、生物多様性・自然環境・自然とのふれあいの場であることが指摘できる。 「鳥海山・飛島ジオパーク」は 2016 年 9 月、3 市 1 町の長年の努力でようやく認定を受けた場所である。由利本荘市には 14 のジオサイトがあり、それぞれが深い繋がりがあり、保全・保護すべきサイトである。環境アセスメントが事業者主体でいかに実施され、報告されたとしても、生態系への影響はいつか必ず出る。アセスメント評価の結果には「不安や影響は低減できるか、回避できる」とあるが、具体性はないし、回避できないことがあることや悪影響が出た場合の責任の所在がを全く想定されていない。(各地で環境保全に関わる紛争が多発していることから明らか)。先の「ゾーニングマニュアル」によれば、「環境アセスメント」だけではなく、その上位の段階に位置づけられる「戦略的環境アセスメント」の必要性が記載されている。それは風力発電事業がこの数年で非常に多くなっていることによる「トラブルの発生」が激増していることによる環境省の配慮に派生するものと考えられる。したがって、本事業のこれまでのアセスメントそのものを見直すべきだと考える。 来年は「ジオパーク」再認定調査が入る年である。すでにかは高原や由利高原に乱立している風車群やこれから建設されようとしている「エリア」内の風車は「ジオパーク」としての価値を著しく低減すると予想される。場合によってはこの風車が原因で「エリア」や「サイト」から除外され、「ジオパーク」の認定が取り消されるのではないかと不安に思う。その際の責任は誰がどうとれるのか。	「風力発電に係る地方団体によるゾーニングマニュアル」によると、重要な地形及び地質については保全エリアとすることとされております。 既存資料調査の結果、対象事業実施区域には特段重要な地形・地質は存在しないほか、鳥海山・飛島ジオパークのジオサイトを直接改変することはありません。 なお、現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(32) つづき

＜人と自然との触れ合いの活動の場、騒音及び超低周波音＞

秋田県由利本荘市 AF 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
49	② 近くに「大小屋キャンプ場」「東光山」「石沢溪谷」など市民から長年親しまれ、利用されてきた地域がある。しかし、風車が建設されることによって、近寄りがたくなり、訪問客が激減すると考えられる。現に、すでに他事業者により建設されている「にかほ高原」地域ではキャンプ場が実質利用できない状態である。このような状況をどう判断しているのか。すでに景観を阻害している風車群の他にさらに多くの建設が予定されている現実、このままでは、遠方からの観光客を招来することができないことは明らかである。	風車については賛否様々な意見がありますが、風車が地域のランドマークになるなど観光客の呼び水となっている地域（釜石の新山の展望台、オロロンロード、郡山布引風の高原、瀬戸風車まつり等）もありますので、一概に観光客の減少にはつながるわけではない旨、ご理解いただけますと幸いです。 現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえてフォトモンタージュの作成等、事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。 なお、にかほ高原のキャンプ場について、にかほ市役所に確認しましたところ、現在も運営されており、利用できない状態との事実は確認できませんでした。
50	③ 標高およそ 500m の尾根筋を含めた地域建設される予定のようだが、単なる騒音だけでなく、低周波音、超低周波音を含めた音波による地域住民をはじめとする生態系への被害が危惧される。環境省の提示している「参照値」は現在全く役に立たないと指摘されているのにその値をあたかも「基準値」であるかのように「アセスメント」を行っているのはおかしい。諸外国では「低周波音被害」に関する多くの論文が発表されているし、その対策の必要性が「世界保健機構」からも発表されているにもかかわらず、放置しているのは、政府（厚生労働省、環境省など）はもちろんだが、事業者も反省すべきで、住民の立場や環境保全の立場で「アセスメント」を厳しくやり直す必要がある。	超低周波音を含む低周波音については、基準は定められていませんが、参考として ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベル等との整合が図られているか検討する方針です。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(32) つづき

< 事業全般 >

秋田県由利本荘市 AF 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
51	④ 「ゾーニングマニュアル」では環境保全と両立し、地域振興に資する形で風力発電は導入すべきと記されているのだが、今や「環境破壊」を促進し、「地域振興にはマイナス面」しかないので、これ以上建設すべきではない。 「風力発電に係るゾーニング」とは「関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で風力発電導入の可否を決定する」ことになっている。これまでのように事業者主体で身勝手に建設することはできないはずだ。 これまで地元住民との合意形成が必要なはずなのに、地方公共団体などとの情報交換だけで建設作業が進められ、住民説明会に本気で取り組んではこなかったし、現在も同様である。 ⑤ 全体を通して、環境保全などには形式的「アセス」だけで済ませ、事業者の経済優先のみが強調されているような「方法書」であると思えない。 すでに「方法書の段階」にあるようだが、以上のような理由から「準備書」以前の段階に戻り、すべてを見直し、白紙撤回すべきであると強く要望する。	弊社としても地域振興に資する形で風力発電の導入を進めて参りたいと考えており、どのように振興に資することができるかについては、今後も引き続き地域関係者との協議を進めて参ります。 現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。 (環境影響評価手続きは 配慮書 → 方法書 → 準備書 → 評価書 の順に進めていきます。)

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(33)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AG 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
52	6月22日(金)の住民説明会に参加した。質疑応答の時間がとても短く、質疑の打ち切りがあり、とりあえず住民の意見を聞いたという形だけのもの。市役所に置かれた「環境影響評価方法書」は1冊だけで分厚く、持ち出しもコピーも不可というもの。ネット上に公開されたPDFは画像としての保存も出来ないもので、「見せたフリだけ」という姿勢があらわだ。市内4山岳会の一つの事務局も務めている。今回の建設予定地近くにある東光山は18世紀に是山和尚が山籠もりの修行を続けた場所で、その麓には日本三大長谷観音の一つ、長谷寺の十一面観音立像(通称:赤田大仏)もある市民の聖地である。2008.06.21には東光山頂の祠の改修資材を尾根まで運ぶ作業にも参加した。自宅から往復で3時間の山は愛着がある。以前、山岳会の会報発行を担当していた友人宅は由利本荘市西目町海士剝で、一番近い風車は1Km未満。周囲を風車で囲まれている彼は体調が悪くなり、医者に診てもらったが原因不明。でも本人は「風車病」と感じている。 「風車が建てられてからコウモリがいなくなった」という彼の言葉を聞いて、この頃コウモリが飛んでいないことに気づいた。 以下、問題点を列挙 1. 環境影響評価などと体裁を整えても、コウモリには大きな影響がある。本荘浜の風車にぶつかったミサゴの写真も野鳥の会の方から見せてもらった。 2. すでに建設工事のため、道路が広げられ、樹木伐採、工事車両の通行で環境破壊が進んでいる。 3. 笹森山から続く尾根が風車に覆われると、西の海岸沿いから南の鳥海山方向にもたくさんの風車が並び、東側のこの尾根にも風車が建てられ、周囲を風車で囲まれ、息苦しささえ感じる。 4. 住宅から2Kmではとても距離が足りない。せめて10Kmはほしい。 5. 耐用年数の17年後、キチンと風車を撤去し原状復帰するか保証がない。	説明会においては弊社の想定以上に参加者が多く、質疑応答の時間を十分に確保できず失礼いたしました。ご要望に応じて、自主的に説明会(2018年8月8日)を開催し、改めて質疑応答の場を設けました。 縦覧中の印刷規制や、公表を関係法令に定める縦覧期間中に限っている点については、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものであり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は出来ないものと考えております。希少な動植物の生息情報を含む弊社独自の著作物であり、基本的に配布等はしかなねることをご了承願います。 1. コウモリ類、鳥類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類、鳥類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら適切な環境保全措置を検討いたします。 2. 本件事業において、既に工事に着工したとの事実はございません。森林管理署による林道整備や森林施業等、他事業のものかと考えます。 3. 現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。 4. 環境影響評価法改正主務省令第十八条によると、影響を受ける範囲は、通常、施設から1km程度とされていますが、環境アセスの中ではより広域な範囲での住宅等への影響を把握するため対象事業実施区域から2kmにおいて調査を行っており、騒音・低周波音による影響が及ばないように事業計画を検討します。それでも万が一、風車稼働後に苦情を頂いた場合は、実態の調査を実施し、必要な環境保全措置を検討します。たとえば、どのような条件下で音が気になるのかを把握して、必要な場合には住居への防音対策や風車の運転調整等を実施し、不快感の解消・低減に注力することはお約束します。 5. 本事業が終了した際の撤去工事については、発電事業者が責任を持って実施致します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(34)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AH 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
53	(1) 「事業計画地」は名僧・是山和尚が開いた東光山をはじめ、それぞれの神を祀る鬼倉山、日住山、竜馬山、笹森山の五山一帯に重なる。これらの山並みは「仏の寝たる姿」に似ており、この地に住む者は遠くからでも畏敬の念をもって崇めてきたものである。 社名「ユーラス」はギリシャ神話に登場する「東の風の神」に由来するとか。他国の神への尊敬が東北の神や仏には及ばず、しかもその「聖地」を「破壊」さえしようとする。環境への影響を「最小限に止めるために環境影響評価を行う」ようだが、そもそもこの地の「特性」も考慮せずに事業を行おうとすることは、「冒涇」であり、五山に住む動物、植物、山や川も全てが聖なるものに属す。ギリシャの神が東北の神や仏を「駆逐する」などということがあればとんでもないことである。よって、本事業はこの1点をもってしても許し難いものであることをまずは述べておく。 ※ 以下に本事業の問題点を更に述べる。	是山禪師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。 なお現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。
54	(2) 同社による他の風力発電事業から見える「(株)ユーラスエナジー」自身の問題点 1) 5月から稼働を始めた「ユーラス東由利ウインドファーム」は、先日、現地に行ったところ、「堅固な柵がない、施錠がない、連絡先などを記したプレートがない」など国が安全面から規定する法「事業計画策定ガイドライン(風力発電)2017年3月策定、2018年4月改訂」に違反していることが明白であった。同社による「西目ウインドファーム」(現在、「更新事業」として環境影響評価の手続き中)も上記安全対策は皆無であったが、稼働したばかりの風車が違法状態であるとすれば、「安全」はあらゆる事業実施においての要であると考え、と、「法順守」に欠けるとされるこのような行為とは、事業者自身の資質に関することなのではないか。説明会では「これまで安全運転をしてきた」と述べていたが、運が良かっただけのことではないのか。もし、「本庄マリーナ内」における風車事故の原因が噂されるように、雷によるものとすれば、他人ごとではないはずである。事業者の認識の欠如を示す発言でもあったと思う。この様に事業者自身の資質に疑問がある事業者による本事業は「白紙撤回」をすべきと考える。 2) 上記「西目ウインドファーム」は「更新事業」として現在「環境影響評価の手続き」の「配慮書」の段階にあるが、そこで現風車の撤去について「撤去を実施することとなるが、現時点では撤去計画の実施時期は未定」とあった。現風車の撤去の後に更新となるのが一般的な捉え方だと思うので驚いてしまった。これでは古くなった風車はそのまま残されるのではと思い、本事業の説明会で「撤去は？」と質問をした。「撤去はする」との応答があったが、同社の「西目ウインドファーム」の状況から、この回答への信頼は持てずにいる。	1) ご指摘のとおり、弊社の由利本荘市内の既設ウインドファームにおいては立入禁止表示をしたチェーン柵で風車を囲っているのみで、堅固な柵は設けておりませんが、フェンス柵を設けたところで悪意の第三者の進入は防げず、チェーン柵のみでも善意の第三者の進入は防げるとの判断より、そのような対応としているものです。なお、事業者名や設備ID、連絡先などを示したプレートは設置しています。 2) ご指摘を踏まえ、(仮称)西目風力発電事業 更新計画 の環境影響評価方法書以降においては、更新工事のみでなく撤去工事についても環境影響評価の対象と致します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(34) つづき

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AH 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
55	(3) 地元貢献について 1) これまで(由利本荘市に?) (20年間?) 「10億円」の固定資産税を納めたとのこと(しかし、その分、国から交付金は減額されると聞く)。しかし、市民の雇用に直結するわけではなく、また企業の固定資産税に頼らざるを得ないような構造とは決して“健全”とは言えないと考える。 2) 「建設期間における地元業者の起用」が風力発電事業のせいぜいであり、しかも環境の破壊に通じる仕事を請け負わされる。決して「地域の活性化」には繋がらないものであると考える。	ご指摘を踏まえ、地域貢献の在り方について引き続き検討して参ります。
56	(4) 本事業のCO2削減効果は、例えば同社による「西目ウインドファーム」など稼働中の風力発電により「秋田火力発電所」と「能代火力発電所」のCO2排出が“これだけ削減されましたよ”などの具体的なデータがなければ、「57,000トンの効果」には信憑性が欠けると思われる。本事業の対象のスギ林伐採を中止した方がCO2削減効果に寄与するのではないか。	二酸化炭素削減効果は環境省が発表している「平成28年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について」の東北電力株式会社の実排出係数0.545kg-CO2/kWhを用いて算出しているものであり、そのことは環境影響評価図書にも記載しています。なお、年間57,000tの二酸化炭素削減効果はスギ林4,700ha程度の二酸化炭素吸収量に相当しますが、本件事業による森林の改変面積は最大でも数十ha程度と見込んでおります。
57	(5) 「クマタカの生息する自然とは」… 「配慮書」で知事と経済産業大臣が「懸念」している事項 1) ◎植物及び生態系:「事業計画地」内には「ブナクラス域等の自然度の高い植生」「森林法指定の水源涵養保安林」「特定植物群落指定の竜馬山のケヤキ林」「秋田自然環境保全条例指定の笹森山自然環境保全地域」など「植生や重要な自然環境のまとまりの場」への影響	植物及び生態系については、今後実施する現地調査により、ブナクラス域等の自然度の高い植生の分布状況の把握に努め、その結果を踏まえた予測評価を行い、環境保全措置を検討することにより、自然度の高い植生や保安林、特定植物群落、自然環境保全地域への影響を極力回避低減するよう努めます。
58	◎水質:「事業計画地」内及び周辺には「湧水等に水道源池が複数存在することから工事の実施に伴う水の濁りの影響について利水への影響」(事業者も認めている)	基礎工事の掘削時の濁水及び降雨時の排水は各作業ヤードに設置する沈砂池に集約し、一部の土砂等を沈降除去した後、上澄み液(沈砂池排水)は、近接する林の土壤に浸透させるなど利水への影響が生じないよう配慮する予定です。なお、排水場所は表土が下層植生や落葉落枝に覆われる等、土壤浸透能の大きい林地を選び、傾斜が急な林地は避けるよう努める方針です。
59	◎動物:「オオタカの繁殖地を確認」(環境産業大臣意見では既にクマタカの生息も確認)	オオタカ、クマタカについては、今後実施する現地調査において、生息状況の把握に努めます。 また、その結果を踏まえた予測評価を行い、環境保全措置を検討し、希少猛禽類の生息環境への影響を極力回避低減するよう努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(34) つづき

<景観、動物>

秋田県由利本荘市 AH 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
60	2) ◎景観、人と自然との触れ合いの活動の場：「風力発電機が尾根上（小友峠沿い）に配置されること」「大小屋ファミリーランド、東光山、日住山」→「直接改変による影響」「工事中及び共用時の騒音、風車の影」	ご意見をいただいている景観および人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、今後実施する現地調査結果を踏まえた予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめる方針としています。また、調査、予測評価、環境保全措置の検討結果については準備書説明会を開催し、地域の皆様のご意見、ご理解をいただけるよう努めてまいります。
61	3) 「クマタカの生息する自然とは」について「鳥海山・飛島ジオパーク」に関するコラム（別紙参照）の中で「希少種保護増殖等専門員」をしている方は、おおよそ次のように述べている。 「クマタカは“深山幽谷の鳥”である。ヤマドリ、ヘビ類、ノウサギなどを捕食するクマタカは森林生態系の頂点に位置し、つがいで生活するには広大な面積を必要とする。クマタカを保存することは、その地域全体の自然環境を包括的に保存する効力となり、生物多様性保全の観点からも需要である。クマタカの存在は、その地域に豊かな自然環境が残されていることを示す指標となっている」。鳥海山にもクマタカの生息が確認されているが、この方の話からは笹森山が「クマタカが生息するベルト上の輪となっている」ことも考えられるのではないだろうか。	クマタカについては、今後実施する現地調査において、生息状況の把握に努めます。 また、その結果を踏まえた予測評価を行い、環境保全措置を検討し、希少猛禽類の生息環境への影響を極力回避低減するよう努めます。
62	4) 本事業の説明会では事業者が環境影響評価法に基づき「環境影響評価」を行うのは、「環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げるため」であることが示された。しかし、「環境影響評価法」では事業を行うための大前提として、事業地域選定に当たっては「地域の特性」を最優先に考慮することとしている。冒頭で既に「計画事業地」は「聖地」であることは言及したが、上記 1) において両者は何に対してこれ程まで多くの「懸念」を挙げたのか。両者は「事業計画地」が「生態系の豊かさ」を「特性」とする地域と重なりと認識しているためであることは明白である。又、3) に挙げたクマタカの生息出来る環境もそのことの証明である。従って、そもそもこの様な地への本事業の導入は、この地への認識不足なのか、あるいは軽視なのか、いずれ風車事業には「不適切」であることを始めに認識すべきであったと思われる。 また、本方法書にはこれらの「懸念」に対する回避、軽減策として何の具体策も述べられていないと言えることから、何の「環境保全策」もない本事業は「白紙撤回」しかないと思う。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(34) つづき

＜事業全般＞

秋田県由利本荘市 AH 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
63	(6) 健康被害について 本事業は 2,000 kW～4,000 kW と巨大な風車の 20 基を計画している。その超・低周波音の健康への影響が心配される。また、知事意見にある、近傍の既設、計画中の風車への言及もなく複合的な影響については何も述べられていない。	騒音・超低周波音については、今後実施する現地調査の結果を踏まえた予測評価を行い、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。 また、本事業の対象事業実施区域と北西側に位置する由利大内ウインドファーム、南西側に位置するユーラス由利高原ウインドファームの事業実施区域との離隔は、それぞれ約 5km、約 11km であり、改正主務省令第十八条によると、影響を受ける範囲は、通常、施設から 1km 程度とされていますが、それに重複する範囲はありません。そのため、現時点では累積的な影響はないものと想定されますが、周辺の他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努め、本事業との累積的な影響の有無について改めて検討します。その結果、累積的な影響が生じる可能性がある場合には、適切な予測及び評価を行う方針です。
64	(7) 知事意見は「方法書において事業の位置、規模数を可能な限り明確にすること」を述べているが、これに込えているとはいいがたく、市民の意見が反映できていないことにも繋がる。	現時点では、風力発電機の配置が未確定であることから、具体的な計画をお示しすることが困難な状況です。このため方法書段階では、対象事業実施区域における改変可能性を安全側に想定した調査、予測、評価手法を設定しています。 風力発電機の配置や基数、改変区域等は、風況や地形、地権者との協議、各種許認可協議、現地調査結果等を踏まえて設計します。準備書段階では風力発電機の配置等の情報についてお示しします。
65	(8) 「広報」と「住民説明会」について 「広報」は「市政だより」で行われている。しかし、市民は見逃すか、気が付いても、数行の記載のため恐らく内容理解はかなり困難であるかのどちらかであると思われる。このためか、「住民説明会」は参加者も少なく、このためか、質疑応答などはも短時間に設定されるということになる。そして、縦覧資料を見て、意見書を提出する市民の数も当然少ない。 環境影響評価法において住民に関わる分野の現状は以上であると思われる。 しかし、このような現状でも、これらの法定の手続きを経ると、事業者の何億もの事業認可へとなるのである。市民の関わり部分だけでも、環境影響評価法が十分に行われていないと認識するが、上記の現状を、事業者は行政は良しと見るのか。 今回の説明会では（珍しく？）多数の住民参加があり、質問も多数出たが、事業者は困惑したのか、「揚げ足を取らないで」と場違いとも言える言葉を発したり、果ては時間だからと、住民の質問を打ち切ってしまった。これが事業者の“本音”なのか、いずれ以上のような状況を事業者と行政はいかに考えるのだろうか。	環境影響評価の実施にあたっては、関連法令の定めにより、新聞公告・広報紙への掲載やインターネットの活用によりお知らせしたほか、最寄地区の地区長様との協議やご要望があれば集会に参加して事業についてご説明し、合意形成に努めてまいりました。これまでは最寄地域を中心に説明を実施してまいりましたが、今後の周知方法等については地元自治体に相談のうえ検討いたします。 説明会においては、弊社の想定以上に参加者が多く、質疑応答の時間を十分に確保できず失礼いたしました。ご要望に応じて、自主的に説明会(2018 年 8 月 8 日)を開催し、改めて質疑応答の場を設けました。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(34) つづき

< 景観 >

秋田県由利本荘市 AH 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
66	(9) その他 1) 「事業計画地内」の「大小屋ファミリーランド」の「垂直視角度」は 8.7 度。この影響もかなりのものだが、「東光山」の「垂直視角度 31.3 度」は、これはどのように「配慮」しても「最小化」は無理なレベルである。 2) 知事の懸念にもあるように笹森山地は市内のあらゆるところから臨めるので、その尾根沿いに建設される風車の群れは常に市民の視界に入ることだろう。そして、その「仏の寝たる姿」と形容される山並みに目をやる度に、風車の群れがまるでその仏の姿を“グサグサッ”と突き刺してされているかのような見え、自分の胸もその“痛み”を感じると思う。事業者にはこのことが理解できるだろうか。	1) ご指摘の垂直視野角は、計画段階環境配慮書において示したものであり、計画段階環境配慮書の段階では、風力発電機の配置は、安全側の予測となる配置となるよう対象事業区域内の主要な稜線上に連続的に仮配置し、算出したものとなります。 今後の準備書の作成に当たっては、視点場からの風力発電機の視認性を確認の上、主要な眺望点からの垂直視野角を改めて予測します。 なお、東光山から対象事業実施区域の景観について、山頂が木々（スギ）に覆われていることから、一部ブレードなどが見える可能性があるかもしれませんが、風車が露わになる可能性は低いものと考えております。 2) 是山禅師に係わる地域信仰全般については、事業候補地の選定過程において把握できておらず、反省しています。 今回、複数の住民意見を頂きましたので、今後の環境影響評価手続きにおいて、地元集落や自治体、有識者の方にヒアリングを実施し、事業者としての見解を整理して参りたいと考えております。
67	3) 住民意見は一言一句も変えることなく報告するように希望する。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(35)

< 事業計画 >

秋田県由利本荘市 AI 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
68	笹森山風力発電事業に反対です。 ① これ以上、風力発電機による景観破壊には耐えられません。 ② 風力発電機が引き起こす、人体や動植物への影響に対して納得できる説明が何もされていない。 ③ 風力発電事業は、環境負荷軽減には何ら貢献していない。 ④ 風力発電事業者の利益ありきの事業にしか思えない。 ⑤ 消費者に税金負担（補助金賦課金）を強いるだけだと思えてならない。 以上の理由により反対します。	①② 現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測・評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。 ③④⑤ 本件事業に対するご意見でなく、国が定めた固定価格買取制度に対する反対ご意見となっておりますので、回答を差し控えます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(36)

＜騒音及び超低周波音＞

秋田県にかほ市 AJ 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
69	意見①騒音影響、特に低周波音について 環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」 を満足するだけでなく、他国（特にヨーロッパ）の状況を調査し、 騒音評価を準備書の段階までに見直してください 理由：A特性で騒音を評価する今の環境省の指針は、 低周波音を無視する設定であり 騒音評価および、騒音による健康影響をほとんど無視した内容と考えます この指針通りにアセスメントを進めると、近隣住民への影響が多すぎます 感情的な反論ではありません、環境法 37 条および添付資料参照（日本弁護士連合会意見書含） 意見②騒音の健康影響については、「想定外」という言葉を使わないでください 住民相談窓口設置（電話窓口）および既設の西目ウインドファーム近隣住民への調査実施を希望 理由：住民説明会において、既存施設での近隣住民の聞き取りが不十分だと判明したため 意見③夜間の風力発電設備の稼働について、騒音の評価（A特性を使わない）で、 健康影響が疑われる場合、夜間運転の停止など臨機応変に 対応を行ってください（裁判沙汰などもってのほか） 理由：夜間電力は余力あり住民の意向を無視する夜間稼働は企業利益優先にみられるため	①環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」は、ご意見のとおり可聴音を主眼に置かれたものとなっており、可聴音についての予測・評価は、人間の聴覚を考慮した周波数重み付け特性である A 特性を用いる予定です。超低周波音については、A 特性では適切に評価ができないため、ISO-7196 で規定された超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性である G 特性や平坦特性を用いる予定です。 なお、環境基本法 37 条の原因者負担の原則については事業者としても認識の上、今後とも環境影響評価手続きを進めた上、事業実施について判断する予定です。 ②現地に設置している管理事務所（株）ユーラステクニカルサービス 秋田事業所）が窓口となります。また、現在実施している更新手続きに係る音環境調査により、現在の風車が及ぼす影響について把握に努めます。 ③騒音の予測・評価手法については夜間を含め、①のとおりとする予定です。 騒音・低周波音の問題は民家からの距離を十分に確保することにより回避可能と考えておりますが、それでも万が一、風車稼働後に苦情を頂いた場合は、実態の調査を実施し、必要な環境保全措置を検討します。たとえば、どのような条件下で音が気になるのかを把握して、必要な場合には住居への防音対策や風車の運転調整等を実施し、不快感の解消・低減に注力することはお約束します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(36) つづき

<騒音及び超低周波音>

秋田県にかほ市 AJ 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
69	資料 A 「(仮称)笹森山風力発電事業 環境影響評価方法書」 意見書 理由補足説明資料 意見書の理由について、補足および添付資料について説明します 以下を理由の根拠として添付します 資料 A：補足資料 資料 B：環境省指針（別紙） 風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成 29 年 5 月） http://www.env.go.jp/air/noise/wpg.html 資料 C：（別紙）日本弁護士連合会の意見書（2013 年 12 月） 「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」 https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/131220_3.html 資料 D：（別紙）環境基本法抜粋（電子政府の DB より） 理由①②③補足 理由：A 特性で騒音を評価する今の環境省の指針は、低周波音を無視する設定であり 騒音評価および、騒音による健康影響をほとんど無視した内容と考えます この指針通りにアセスメントを進めると、近隣住民への影響が多すぎます 感情的な反論ではありません、環境法 37 条および添付資料参照（日本弁護士連合会意見書含） 資料 B は A 特性の指針、すなわち低周波音は聞こえないから影響はないとする結論ありきで設定してあります。これが最大の問題点と考えられます。資料 B のパブリックコメントで資料 C（日本弁護士連合会）のものが情報提供されているにも関わらず、結果としてこれを無視した指針になっております。 環境基本法の考え方（資料 D）からすれば、アセスメントが不十分であれば、当然、企業に責任が生じます。（これは過去の公害訴訟、騒音訴訟を鑑みればあきらかです）	—

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(36) つづき

<騒音及び超低周波音>

秋田県にかほ市 AJ 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
69	アセスメント方法書、準備書の段階で資料 C を添付しております。 ” 想定外 ” だった、とならないように、準備書までに修正をお願いするものです。 風力発電は、御社事業 ” 西目ウインドファーム ” で実績がありあす。 2000kW 級が 15 基が稼働した実績はありますので、住民への影響調査が不十分なのではないか？についても、検討が必要かと思われます 夜間稼働停止等について、騒音の影響が大きい夜間稼働について、電力供給面からも柔軟に対応できるかと思ひます。 要は、住民窓口に、発電設備を夜間止めてほしいといわれたら、柔軟に対応できる窓口を検討、とお願いしています。 方法書（仮称）笹森山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について こちらの閲覧期間延長ありがとうございます 以下、意見書に従って、検討していただきたい部分を列挙いたします 御社は、西目、笹森山だけでなく、日本国内、世界にも展開している有力企業です。 この意見を参考に、他の事業への展開も検討いただけたらと考えます。 風力発電に対する期待は大きいと思ひます、環境への配慮、住民への配慮と調和していくことが御社の発展にもつながると考えていますので、長期的な視点にたつて検討をお願いした次第です。	—
70	具体的な箇所 資料 4-6：表 4-2-1 の騒音、低周波音の評価について、再検討をお願いします 資料 4-8：4.3.1 の、事業想定区域から 2km について、再検討をお願いします 2000kW より大型の発電設備の場合は距離想定が短いと想定されます 学校、病院福祉施設等の部分について、見直した距離設定での検討をお願いします 資料 6-20：表 6-2-2 の低周波音の評価について、再検討をお願いします。 風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成 29 年 5 月）ではなく、海外の基準および資料 C を基に、独自のガイドラインを作り直してください →もし環境省の基準通りで準備書でも改善がみられない場合は、本意見書が証拠資料としてつかわれることも想定されますので、慎重に再検討をお願いします 資料 6-21：表 6-2-3 および図 6.2-1 について 4-8 と同様に距離の設定を再検討ください、海外での事例も含め、適切な修正をお願いいたします （以下別添資料は省略）	調査項目や調査手法の妥当性については、今後、県や国の有識者による審査を受けることとなりますので、審査過程におけるご意見等を踏まえ、必要に応じ再検討致します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(37)

<事業全般>

秋田県大館市 AK 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
71	近いうちに由利本荘市へ移住する予定があることから、本件事業について意見を申し述べたい。詳細は別紙の通り。 1 これ以上本荘を荒らすな (1) 景観について 本荘由利地域は、既に風車が乱立している。そのせいで、当地域はどこを見渡しても風車が目に入る状態である。 風車の乱立は、景観を著しく害している状況である。更に、風車は巨大であり、見る者は威圧され、非常に不愉快である。中には「怖い」という者もある。 かような状況で、笹森山に風車を増設し、更に景観を悪化させることは到底許されるものではない。 (2) 騒音について 乱立する風車は市街地から遠いものもあるが、最近市街地付近に設置されるものも増えてきている。風車の付近では、騒音が絶えない。 笹森山についても、市街地から遠く離れているとはいえず、付近の住民の住環境を脅かすものであり、これを許容せよということにはならない。 (3) 超低周波音について 超低周波音の被害についても各地で問題に挙げられている。現時点の研究では因果関係が不明とされているが、各地で出ている健康被害の事実を重く見るべきである。 然るに事業者は、事実を重く見ず、因果関係が不明であることを事業推進の論拠としている。すなわち、因果関係を究明する姿勢が全く見えない。 これは、「わからないのだからよいだろう」「ごまかしてしまえ」という、正に「都合の悪いことに蓋をする」という意識が透けて見える。 (4) 自然環境の破壊について 本荘・由利地域は、鳥海山をはじめとして、多くの山に囲まれ、子吉川の清流と豊かな海を持つ自然環境に恵まれた地である。当然、笹森山近辺も本荘・由利地域の自然を構成する重要な要素である。 風車の設置にあたっては、建設用の道路を敷設により、木が伐り倒され、山が削られる。建設用車両の往復により、排気ガスによって周囲の空気が汚染される。また、同車両により周辺の交通量が増加することにより、静謐な環境が害される。	(1) 風力発電設備は風況の良いところに設置する必要があるため、秋田県をはじめ一部の地域に既設事業や今後の事業計画が集中していますが、過度に集中することの適否については今後の環境影響評価手続きにおいて、他事業との累積的影響を評価することで、整理して参りたいと考えております。 (2) ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価手続きにおいて騒音についての予測・評価を進めて参ります。 (3) 環境省は平成 22 年度から 6 年をかけて国内外の風車騒音・低周波音と健康被害との因果関係を調査し、平成 28 年 11 月の「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」として取りまとめを行いました。その中では風車からの低周波音と健康被害の直接的な因果関係は否定されており、これが現在の国内における最新の知見であると認識しております。 なお事業者と致しましては、風車からの低周波音と健康被害の関係について、常に新たな知見を収集していく所存です。 (4) ご意見を踏まえ、今後の環境影響評価手続きにおいて動植物や生態系、大気質について予測・評価を進めて参ります。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(37) つづき

<事業全般>

秋田県大館市 AK 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
72	2 事業者の都合で地元負担を押し付けるな 再生エネルギーは、地球温暖化の議論と相まって近年特に推し進められている。しかし、地球温暖化懐疑論も有力に唱えられている。 ここでは双方の優劣を論じるつもりはない。ただ、意見の対立がある以上、風力発電がどれほど地球温暖化防止に寄与するのか、その論拠を示すことが必須である。しかし、評価書ではこれが示されていない。 示されていないばかりか、あれこれ問題点を挙げつつ、問題ないとしており、その論拠は「問題ないようにやるから問題ない」という内容で、答えになっていない。 結局、地球温暖化防止やクリーンなエネルギーに名を借りた金儲けに過ぎない。その儲けは、電力会社に支払っている「再生エネルギー賦課金」により、地元を含めた一般消費者の支払う電力料金からであることを肝に銘じるべきである。	風力発電設備からの発電量が増えることで、火力発電からの発電量が減ることにより、二酸化炭素排出量の削減効果があると考えており、環境影響評価図書にもその旨を記載させて頂いております。 なお、国は国際的な温室効果ガス削減の枠組みであるパリ協定を批准しており、二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいるところです。 国が定めた固定価格買取制度が、電力消費者が負担する再生可能エネルギー賦課金により成り立っている制度であることは重々承知しておりますが、改めて認識の上、今後とも環境影響評価手続きを含む事業化の検討を進めて参ります。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (38)

＜動物＞

神奈川県川崎市 AL 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
73	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。
74	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	重要種以外のコウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。
75	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「バットディテクターによる確認（高度別飛翔状況の記録）」つまり「自動録音バットディテクターによる調査」は定量調査であり、「定量的な予測手法も存在する」。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を明記すること。	高度別調査については、音声データを基に定量的な把握に努めます。予測については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
76	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業省大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数はすくなく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。今後事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の影響予測については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。また、引き続き新たな知見の収集に努めます。
77	■専門家へのヒアリングの年月日が記載されていない 専門家ヒアリングは適切な時期に実施すべきだが、年月日が記載されていなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載すべきではないのか。	改正主務省令第二十二条によると、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとされていることから、これに基づき記載しておりましたが、今後の環境影響評価手続きにおいて、ヒアリング実施日の記載について検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(38) つづき

< 動物 >

神奈川県川崎市 AL 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
78	■ コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	音声による種の同定に課題があることは認識しており、確実に同定できないものについては、周波数解析はソナグラムの型に分けて調査結果を整理し、可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。
79	■ コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	自動録音調査と捕獲調査の実施日については、可能な限り重ならないように努めますが、調査日が重なる場合には、データの扱いについて留意いたします。
80	■ コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	捕獲調査については、事前に専門家等に調査計画を確認頂き、指導を受けた上で実施いたします。 なお、捕獲調査を行う際には、方法書に記載したとおりカスミ網とハーブトラップを併用するほか、ご指摘いただいた事項にも注意し、対象個体の健康に影響がないように調査を進めます。
81	■ 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは今後、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(38) つづき

< 動物 >

神奈川県川崎市 AL 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
82	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討いたします。
83	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討いたします。
84	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討いたします。
85	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。 また、引き続き新たな知見の収集に努めます。
86	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置（低減措置）として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。 また、引き続き新たな知見の収集に努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(38) つづき

＜動物＞

神奈川県川崎市 AL 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
87	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げることフェザリングの) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。
88	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な環境保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。
89	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。
90	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 なお、「仕様に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご意見のとおり、バットディテクターの探知距離を事前に把握し、探知距離とマイクの設置方向を準備書に記載します。
91	■バットディテクターによる確認(踏査)の地点について 「バットディテクターによる確認(踏査)」調査地点が「調査地域内のコウモリ類を網羅的に確認できる経路」とあるが、「網羅的に確認できる経路」の定義が曖昧かつ主観的である。「調査地域内のコウモリ類を網羅的に確認できる」とした科学的根拠を延べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(20箇所程度)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	バットディテクターによる踏査については、専門家等の助言も踏まえながら踏査経路を検討いたします。
92	■飛翔高度調査の期間について バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は春季から秋季としているが、冬でもコウモリは飛翔する。冬季を実施しない合理的根拠を述べること。	高度別調査については、専門家等の助言も踏まえながら調査時期を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(38) つづき

< 動物 >

神奈川県川崎市 AL 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
93	■ バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	高度別調査については、専門家等の助言も踏まえながら調査時間を検討いたします。
94	■ コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究で分かっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。
95	■ コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置を検討いたします。
96	■ 事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。 ■ 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しております。 今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置および事後調査計画を検討いたします。 頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(39)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AM 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
97	風車による低周波被害に危機感を覚えます。 また、あれだけの大きな風車を建設するために行なわれる森林伐採・道路拡張、そして約 20 年といわれる耐用年数が過ぎたときに原状回復がしっかりとされるものか大いに不安を覚えます。 私たちの子や子孫の世代となったとき、風車だらけの景観になってはいけません。当時の大人たち(行政も市民も事業者も含めて)は、何を考えていたのか、考えも行動もないのか、と憤られることがないようにしなければいけません。 秋田の自然を守りたい。そのためには怠慢な市民であってははいけません。ここに意見書を提出いたします。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(40)

<事業全般>

秋田県由利本荘市 AN 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
98	(仮称)笹森山風力発電事業の中止を求める意見書過日、標記事業に係る環境影響評価方法書の説明会に参加し、その事業内容を知り強い憤りを感じました。私たち近隣住民の心のふるさととして日々何十年間、癒され親しんできた笹森山一帯の山並みがぶち壊される事業計画でした。断じて認められません。住民の心の安らぎの場を奪う人権無視の憲法違反行為です。 一企業の利権のために大規模な自然破壊を伴うこの事業計画は是非とも中止して下さい。住民・市民に大きな不幸をもたらす様な事業は、企業の良心によって撤回すべきと思います。 私たち住民のこの強い要望を会社経営トップ陣に伝え説得する努力を貴部に切にお願い致します。	現時点で本事業は、環境影響評価手続きや関係機関との協議を含め事業実施を検討している段階であり、事業実施を決定したものではありません。 また、今後は頂戴した意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。 具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測評価を行い、環境保全措置を検討の上、準備書としてとりまとめますが、準備書のとりまとめ後は環境影響評価法に基づき、準備書についての住民説明会を開催し、改めて由利本荘市を含めた地域の皆様のご意見をいただきます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(41)

＜動物＞

秋田県潟上市 A0 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
99	・生物多様性の観点から、希少鳥類に対する影響評価を重要視するだけでなく、対象事業実施区域（以下、対象区域）とその周辺に生息する鳥類全体の生息環境や生物多様性も評価すべきである。そのため「重要とされる鳥」以外にも出現した鳥はすべて記録すべきであり、一般鳥類の観察にもっと力を入れるべきである。	鳥類調査は、猛禽類調査のほか一般鳥類調査、渡り鳥調査を実施いたします。
100	・一般鳥類の観察法で、任意観察法の調査回数が明確に示されていないが、4月から5月の渡りおよび繁殖の時期にはもっと頻繁に行うべきである。なぜなら、5月は繁殖期のさえずり期間で小鳥類の個体を発見、観察しやすく、逆にこの時期を逸すると小鳥の同定は困難となる。また5月は渡りの途中で対象区域に一時的に滞在する鳥も多く、観察される鳥の種や個体数が日々で変わるため、詳細な調査が必要である。このように特に5月は鳥類の渡り、繁殖ともに重要な時期であるため、この1ヶ月間は天気の良い日に週2回は調査を行うべきである。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、一般鳥類調査及び渡り鳥調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査時期を検討いたします。
101	・上記と同様の理由により、一般鳥類のセンサス調査も繁殖期を通して2回では不十分である。5～6月の期間、出現種数が飽和する調査回数（一般的には4～5回）は行う必要がある。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、一般鳥類調査及び渡り鳥調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査回数を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(41)つづき

< 動物 >

秋田県潟上市 A0 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
102	・希少猛禽類の調査期間が短すぎる。希少猛禽類、特にクマタカは毎年繁殖を開始、または成功するわけではなく、ヒナの成長にも数年かかるため、生息が認められた場合は最低でも 2 営巣期、必要に応じて 3 営巣期に渡り調査する必要がある。そのため、方法書に記載されている調査期間は適切な生息状況確認調査とは認められない。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、希少猛禽類(クマタカ) 調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査期間を検討いたします。
103	・希少猛禽類の定点観察法についての記述が分かりにくい。1 月～12 月の間、16 地点で 3 日間連続とある。しかし、この記載内容では、全体で何回行うのか、毎月 3 日間ずつ 16 地点で同時に行うのか、それとも 1 月～12 月までの間に 1 回だけ 3 日間行うのかが不明である。ただし、繁殖そのものを阻害しないよう、繁殖・営巣活動を脅かすような調査を行わないように十分な配慮をすべきである。	希少猛禽類調査は、3 日間連続調査を全体で 15～20 回実施予定です。また、1 日あたりの調査員数は 2～4 人とし、3 日間連続調査中に定点を移動しながら、16 地点を中心として調査地域周辺を広く確認する予定です。 ご意見としていただいた事項も踏まえ、希少猛禽類(クマタカ) 調査については、調査による繁殖阻害の影響が生じないよう配慮いたします。
104	・渡り鳥の定点観察は主に猛禽類の渡りを意図して時期を設定したものと考えるが、調査回数について、春(3 月～5 月)に 2 回と秋(8 月から 11 月)に 2 回で各 2 日ずつでは、調査頻度はまったく不十分である。なぜなら、渡りはその年の気候や繁殖地の状況等によって大幅に時期がずれるため、調査回数が少ないと渡りの時期を逸する可能性が高く、渡り鳥の個体数を適切に把握できなくなるからである。特に秋の渡りについては、そのピークとなる 9 月半ばから 10 月いっぱいについて、天候の良い日には週 1 回以上調査を実施すべきである。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、渡り鳥調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査期間を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解(41) つづき

＜動物＞

秋田県潟上市 A0 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
105	・対象区域は、環境省のデータではサシバの渡りルートの空白地帯になっている。しかし、当会が知るところでは、実際には近辺で複数個体の繁殖が確認されている。貴社はそのことを念頭に置いて、調査方法を検討すべきである。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、猛禽類調査及び渡り鳥調査については、サシバの繁殖状況、渡りの状況に確認に努めます。
106	・9月から10月は猛禽類の渡りとは別項目で、冬鳥の渡りの状況についても調査すること。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、冬季の渡り鳥調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査期間を検討いたします。
107	・笹森山周辺はふだんから霧がかかることが多く、視界不良となる日数が年間でも多い。雨天の時はもちろん、雨が降っていないくても由利本荘市内から対象区域が見えなくなることが頻繁にある。図1および図2は、晴天時(左図)と雨天時(右図)において市街地(由利橋)から臨む笹森丘陵の様子である。悪天候時は視界が悪く、鳥はその飛行に支障をきたし、実際に日本では霧など悪天候時にオジロワシのバードストライクが多く発生している。そのため、貴社は環境影響評価の中で気象状況調査を年間通じて行い、鳥類等が視程障害を起こす可能性がある日数または時間数を測定したうえで、影響を評価すべきである。一方、鳥類調査の時に荒天となった場合には、正確に鳥の数や行動を把握できないため、調査の実施を見送り、調査した日としては日数に入れるべきではない。 図1. 晴天時と雨天時の笹森丘陵の視界(冬期の一例) 図2. 晴天時と雨天時の笹森丘陵の視界(夏期の一例)	ご意見としていただいた事項も踏まえ、猛禽類調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査期間を検討いたします。
108	・対象区域には主に落葉広葉樹を中心とする自然林が多く含まれているが、自然林は林床の植物の種類も豊富で、多くの生物の食料を供給する重要なエリアである。ただでさえ少なくなっている貴重な自然林を伐採することはこの地域に生息する生物に大きな影響を与えるため、対象区域として設定すべきではない。また、自然林を人間側の判断で最小限だけ残しても、自然林自体が風衝の影響を受けて弱体化するため、周りにはある程度の植林を残すべきである。	今後の調査により自然林分布状況の把握に努め、事業計画の検討に際しては、自然林の直接改変を極力低減いたします。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

日刊新聞紙における公告

秋田魁新報 (平成 30 年 5 月 30 日 朝刊 6 面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)世森山風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

一、事業者の名称 株式会社ユースエナジーホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 稲角 秀幸
主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

二、対象事業の名称 (仮称)世森山風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力(陸上)
発電所の規模 最大発電出力50,000kW

三、対象事業実施区域 秋田県由利本荘市の小友峠を挟んだ南北の尾根一帯
(北限は世森山周辺、南限は鬼倉山周辺)

四、関係地域 秋田県由利本荘市
由利本荘市役所生活環境課、
由利本荘市役所大内総合支所 閲覧スペース、
由利本荘市役所東由利総合支所 市民サービ
ス課

縦覧の期間 平成三十年五月三十日(水)から
平成三十年六月二十九日(金)まで
縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで
(土・日・祝日を除く開庁時)

電子縦覧 <http://eeh-development.com/sasanoyama/>

六、意見書の提出 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方
は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投
函くださるか、平成三十年七月十三日(金)までに八の問い
合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催場所・日時
由利本荘市市民交流学習センター 第一研修室

(秋田県由利本荘市上大野十区)
平成三十年八月二十一日(金)午後六時半から午後八時

八、問い合わせ先(意見書の提出先)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル7階

株式会社ユースエナジーホールディングス
電話 03-5404-5337 (担当 野口、桶田)

問い合わせ時間: 午前九時十五分から午前十二時、午後
一時から午後五時三十分(土・日・祝日を除く)

由利本荘市 広報紙による「お知らせ」
(6月1日発行 「広報ゆりほんじょう 6月1日号」)

相談	市の各種無料相談 市民相談員による相談(予約制) 日時 毎週木曜日(祝日を除く) 13時15分～17時 会場 市役所市民相談室 内容 相談、遺言、成年後見制度など 消費生活相談員による相談 日時 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 会場 市役所消費生活センター 行政相談委員・ 人権擁護委員による相談 日時 6月13日(水) 9時半～11時半 会場 市役所第6会議室 弁護士法律相談(予約制) 日時 6月18日(月) 10時～15時 会場 市役所第7会議室 予約受け付け 6月4日(月) 9時～ ※このほか市民相談室では平日毎日、日常生活の困り事についての相談を受け付けています。 申し込み・問い合わせ 市民相談室 ☎24-62251 あきた結婚支援センター 会員登録やお相手の検索、結婚に関する相談などができます。 6月のサテライトセンター 日時 6月10日(火)、11日(水)、28日(土)、29日(日) 11時～16時
相談料 無料(通話料は相談者の負担)	小友地区健康増進センター ミーティングルーム 6月の出張センター 2日前までに予約が必要です。 日時 6月5日(火) 11時～16時 会場 有楽館 小会議室 ※いずれも完全予約制ですので相談者ご本人が電話で予約してください。 あきた結婚支援センター ☎0800-8000-0413 ※新規入会の際は、登録料(1万円)の全額助成制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。 司法書士による無料相談会 前週金曜日の15時までに、必ず電話で事前予約をしてください。 日時 6月20日(水) 13時半～15時半 会場 輪舞会館 内容 不動産の名義変更、相続、貸金、借金、成年後見、離婚、消費者問題、会社の登記など 予約専用電話 ☎018-824-0055 問い合わせ 秋田県司法書士会 ☎018-824-0187 女性のための電話相談 離婚、セクハラ、労働問題などについて、女性からの相談を受け付けます。 日時 6月26日(火) 10時～15時
その他	市・県民税 普通徴収の「税額決定・納税通知書」様式が変わります 本年度から納付書付きの通知書が、これまでのつづり式ではなく、切り分けてご使用いただくシート形式で郵送されます。納付書をご使用の際は、各納期にご注意ください。通知書は、6月8日以降順次皆さんのお手元に届くよう発送を予定しています。なお、これまでと同様コンビニ、ゆうちょ銀行での納付はできません。 問い合わせ 税務課住民税班 ☎24-63002 松くい虫被害対策の薬剤散布を行います 海洋林の松くい虫被害対策として、6月中旬から下旬にかけて実施します。近隣の皆さんのご理解をお願いします。
実施区域	〇本荘(旧民、新山野、山ノ神、水林、松ヶ崎) 〇岩城(内道川、二古、勝手、〇西目(海士製、沼田)) 実施主体 由利森林管理署、由利地域振興局、東日本旅客鉄道、石沼財産区、由利本荘市 問い合わせ 農山漁村振興課 ☎24-63357 風力発電事業に係る図書を縦覧しています 〔仮称〕世森山風力発電事業環境影響評価方法書〕 環境保全の見地からのご意見は、7月13日(金)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。電子縦覧は事業者ホームページをご覧ください。 事業者 ㈱ユーラスエナジーホールディングス 実施区域 小友峠を挟んだ南北の尾根一帯(北限は世森山周辺、南限は鬼倉山周辺) 縦覧期間 5月30日(水)～6月29日(金) 縦覧場所 市役所生活環境課、大内総合支所閲覧スペース、東由利総合支所市民サービス課 〇住民説明会を行います 日時 6月22日(金) 18時半～ 会場 市民交流学習センター
問い合わせ	〔仮称〕ユーラスエナジーホールディングス(野口・橋田 東京都港区虎ノ門4-13-13 ヒューリック神谷町ビル7階 ☎03-5404-5337) 〔仮称〕風力発電事業環境影響評価準備書〕 事業者 ㈱須藤商店、三藤エネルギー(株) 事業規模 1990㌦(一基) 実施区域 西目町出戸地内 縦覧期間 6月1日(金)～29日(金) 縦覧場所 市役所生活環境課、西目総合支所1階市民ホール 問い合わせ ㈱須藤商店(にかほ市) ☎43-6522 養育費洗濯サービス実施します 自力で養育費の衛生管理を行うのが困難な方の布団、毛布、枕などを丸洗いのサービスを実施します。 対象 寝たきり、認知症、体の不自由な方(重度)などがいる65歳以上の方のみで構成される世帯で、市民税が非課税の世帯 実施月 7月、11月、2月の年3回 申請期限 6月13日(水) 申請・問い合わせ 長寿支援課 ☎24-63322 または各総合支所市民サービス課

インターネットによる「お知らせ」
(秋田県 ウェブサイト)

[戻る](#)
[印刷](#)
[お気に入り](#)
[お気に入り](#)



[サイト内を検索する](#)
[お問い合わせ](#)

(仮称) 笹森山風力発電事業

[Twitter](#)
[Facebook](#)

2018年05月31日 | コンテンツ番号 | 20018

(仮称) 笹森山風力発電事業に係る環境影響評価の概要	
項目名	内容
事業名	(仮称) 笹森山風力発電事業
事業主	株式会社ニューラスエナジーホールディングス
事業の種別	風力発電所の設置
対象法令等	環境影響評価法
事業実施場所	秋田県由利本荘市
関係地域	由利本荘市
事業の規模	最大50,000kW
記述書	公表日
	平成29年9月26日
	掲載期間
	平成29年9月26日～10月25日
	掲載場所
	由利本荘市役所生涯学習棟 由利本荘市役所大内総合支所閲覧スペース 由利本荘市役所東由利総合支所市民活動室
	インターネットによる公表
意見書	意見提出期間
	平成29年10月25日(当日消却有効)
	意見数
	—
知事意見	知事意見
	平成29年12月13日(市庁資料のとおり)
公表日	公表日
	平成30年5月30日
掲載期間	掲載期間
	平成30年5月30日～6月29日

方法書	掲載場所
	由利本荘市役所 生涯学習棟 由利本荘市役所 大内総合支所 閲覧スペース 由利本荘市役所 東由利総合支所 市民サービス課
	説明会の場所・日時
	・平成30年6月22日 18時30分から20時 由利本荘市市民交流学習センター 第一研修室 (由利本荘市大字野16)
	インターネットによる公表
意見書	意見提出期間
	平成30年7月13日(当日消却有効)
	意見数
	—
知事意見	知事意見
	—
公表日	公表日
	—
掲載期間	掲載期間
	—
掲載場所	掲載場所
	—
インターネットによる公表	インターネットによる公表
	—
説明会開催日・場所	説明会開催日・場所
	—
意見提出期間	意見提出期間
	—
意見数	意見数
	—
公聴会開催日・場所	公聴会開催日・場所
	—
知事意見	知事意見
	—
公表日	公表日
	—
掲載期間	掲載期間
	—
掲載場所	掲載場所
	—
事業着手日	事業着手日
	—
事業終了時期(予定)	事業終了時期(予定)
	—
事後調査報告書	提出日
	—
公表方法等	公表方法等
	—

ダウンロード

・[記事追加履歴](#)

所付資料を見るためにはビューソフトが必要な場合があります。
[詳しくはビュー一覧をご覧ください。](#)（別ウィンドウで開きます。）

このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境管理課

TEL：018-860-1571 FAX：018-860-3001 E-mail：kankan@pref.akita.jp

秋田県庁

〒010-8570 秋田県秋田市山王丁四丁目1番1号
TEL：018-860-1111（4回線）
E-mail：info@ma2.pref.akita.jp
開庁時間：平日の8時30分から17時15分まで（年末年始を除く）

[アクセス](#) [社会福祉窓口](#) [秋田県電話番](#)

地域担当

豊角地域	北秋田地域
山本地域	秋田地域
由利地域	弘北地域
平田地域	雄勝地域

● [サイトマップ](#) ● [ガイドライン](#) ● [個人情報取り扱い](#) ● [著作権・リンク・免責事項](#)
● [ウェブアクセシビリティ](#)

AKITA Prefecture All Rights Reserved. 各ページの更新頻度・掲載の権利範囲を詳しく示す



インターネットによる「お知らせ」
(ゆりほんじょう市 ウェブサイト)

【トップページ】

+ ごみ・リサイクル

- ① 住民票・戸籍・印鑑証明
- ② パスポート(旅券)
- ③ 税金
- ④ 交通安全・防犯・火災
- ⑤ 住まい・ペット
- ⑥ 年金・健康保険
- ⑦ ごみ・リサイクル
 - ▶ 由利本荘市小形風力発電施設建設等に関するガイドライン
 - ▶ ごみの収集日・粗大ごみの

相談窓口

? よくある質問

- ▶ 市役所や総合支所でも税金を納付できますか?

+ アンケート

このページは役に立ちましたか?

☒ 役に立った

☐ どちらでもない

☐ 役に立たなかった

送信する

「(仮称)笹森山風力発電事業環境影響評価方法書」に係る図書の縦覧を行います

(株)ユーラスエナジーホールディングスが計画している(仮称)笹森山風力発電事業に関して「環境影響評価方法書」の縦覧を行います。

・実施区域

小友峠を挟んだ南北の尾根一帯
(北限は笹森山周辺、南限は鬼倉山周辺)

・事業者

(株)ユーラスエナジーホールディングス

・縦覧期間

6月29日(金)まで

・意見受付期間

7月13日(金)まで

・縦覧場所

生活環境課、大内総合支所閲覧スペース、東由利総合支所市民サービス課

※事業者ホームページから電子縦覧もできます。(http://eeh-development.com/sasamoriyama/)

環境保全の見地からのご意見は、備え付けの意見箱に投函していただくか、下記の問い合わせ先に郵送してください。

○住民説明会を行います。

・日時 6月22日(金) 18時30分から

・会場 市民交流学習センター

○問い合わせ

(株)ユーラスエナジーホールディングス(東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階)

☎03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【トップページ】

(仮称) 笠森山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の
 縦覧場所・意見書の提出・説明会について

平成30年5月30日
 株式会社ユーラスエナジーホールディングス

〴〵〴

当社は、平成30年5月30日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 笠森山風力
 発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約
 書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事及び由利本荘市長に送付しました。届
 出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の
 実施に加え、説明会を開催いたします。

縦覧について

縦覧場所:	由利本荘市役所 生活環境課、 由利本荘市役所 大内総合支所 閲覧スペース、 由利本荘市役所 東由利総合支所 市民サービス課
縦覧期間:	平成30年5月30日(水)から平成30年6月29日(金)まで
縦覧時間:	土、日、祝日を除く9:00～17:15(開庁時間に準じます。)
電子縦覧:	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeah-development.com/sasamoriyama/

意見書の提出について

提出方法:	環境影響評価方法書について、環境の保全の観点からのご意見を お持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含 む)をご記入のうえ、縦覧場所にある意見書用紙へ記入又は下記 の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本 語によりご記載願います。
提出期間:	平成30年5月30日(水)から平成30年7月12日(金)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式:	「(仮称) 笠森山風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見 書の様式について」(17968号)

住民説明会の開催について

・平成30年6月22日(金) 18:30～20:00 由利本荘市市民交流学習センター第一研修室

お問い合わせ

社 名:	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
住 所:	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック 神谷町ビル7階
担 当:	広報IR・環境アセスメント部 野口、橋田
電話番号:	03-5404-5337
お問い合わせ時間:	土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

X Close

ご意見記入用紙

「(仮称) 笹森山風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 笹森山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
(株)ユーラスエナジーホールディングス 広報 IR・環境アセスメント部
野口・桶田 宛

○意見書の提出期限 平成30年7月13日(金)[当日消印有効]

意見書

平成 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名 〕	
ご 住 所 〔 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔 日本語により意見の理由を含めて記載してください。 〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。